

西條郡

安藝郡
安南郡
安北郡

の地なりしや、或は此あたり、上古沼田郡の内、今の豊田の地に接きしにや、詳ならず、姑く記して後考を俟のみ。

〔日本後紀桓武〕延暦廿四年八月壬子、安藝國賀茂郡地五十町賜仲野親王。

〔大内義隆記〕大永七年八月ニ、尼子伊與守安藝國西條郡鏡山ヲ切取テ、引足ニ備後國和知又九郎

豊里ガ城ニ押寄テ、略下

〔藝藩通志安藝〕安藝郡 疆域形勢 風氣沿革附

安藝郡は國の中央にありて、昔國府をもこゝに置かれければ、國郡名を同じくすと見へたり、今の藩府廣島の東にあり、府市京橋以東は此郡の内なりしが、今は管を異にす、廣四里半、東は上瀬野村より西は牛田村に至る、袤五里半、南は警固屋村より北は畑賀村に至る、但し離島をば除ていふなり、四隣東は賀茂郡、西は府郭新田及び沼田佐伯二郡、南は海を隔て、伊豫國風早郡、北は高宮郡なり、故府廢すること久し、今海田を郡本とす。略中

按に當郡の地、上古は境界太廣し、中古割て二郡とし、南を安南、北を安北とよびたり、安南或は安那阿難などあり、後に安北を高宮郡とし、只安南を以安藝郡とせられければ、今當郡の地は中古安南の地のみにて、上古疆界の半を失ひぬ。

〔三代實錄清和〕貞觀四年七月廿七日甲午、安藝郡始置、主政一員。

〔東大寺百合古文書三十七〕新勅旨田解申注進永仁四年損得注 帳事 略 中

安南郡八丁五反三分 略 中

永仁四年 丙申 十二月日

公文佐伯清基 花押

〔陰德太平記三〕上野民部大輔下向藝州之事

此直時、安藝國ノ守護職ニ被補安南。安北。二郡ヲ領シ候ニ仍テ、安藝ニ熊谷周防ニ大内トテ、肩ヲ